

岡崎市商店街等地域景観施設整備費補助金交付要綱

制定 平成23年4月1日

最終改正 令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 市は、商店街の景観の維持及び向上を図り、商業の振興に資するため、予算の範囲内において岡崎市商店街等地域景観施設整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「商業団体」とは、商業又はサービス業を営む中小企業者を主たる構成員とする団体で、営利を目的としないものをいう。

2 この要綱において「景観施設」とは、街路灯、アーケードその他商店街の景観の維持及び向上に寄与すると市長が認める施設をいう。

3 この要綱において「景観施設の整備」とは、景観施設を設置し、修繕し、又は取り壊すことをいう。

(規則との関係)

第3条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(申請者の資格)

第4条 補助金の交付を申請することのできる者は、商業団体（法人格を有しない場合は、その代表者。第7条及び第8条において同じ。）とする。

(補助金の対象)

第5条 補助金は、当該年度に景観施設の整備をするものについて、景観施設の整備に要する経費（土地の取得及び街路灯の取壊しに係る費用を除く。以下同じ。）の額が30万円以上のものに対して交付する。ただし、市長が景観の維持及び向上に著しく寄与すると認める場合は、景観施設の整備に要する経費の額が30万円未満のものに対しても交付する。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条の経費の10分の2以内の額とする。

2 前項の額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする商業団体は、規則第5条の規定に基づき岡崎市商店街等地域景観施設整備費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、市長の指定する期限までに、市長に提出しなければならない。

(1) 補助金の交付を申請する商業団体の構成員名簿

- (2) 補助金の交付を申請する商業団体の定款又はこれに準ずるもの
- (3) 補助金の交付を受けようとする景観施設の整備に関する事業計画書及び収支予算書
- (4) 補助金の交付を受けようとする景観施設の整備に関する契約書の写し、見積書の写し（仕様書、図面及びカタログを含む。）及び配置図（契約書の写し及び見積書の写しについては、補助金の交付を申請する商業団体の代表者において原本証明をしたもの。）
- (5) 補助金の交付を受けようとする景観施設の整備が法令により関係行政機関の許可認可等を要する場合は、その許可証、認可証等の写し（補助金の交付を申請する商業団体の代表者において原本証明をしたもの）
- (6) その他市長が必要と認めるもの
（実績報告書）

第8条 補助金の交付の決定を受けた商業団体（以下「補助事業者」という。）は、規則第10条の規定に基づき岡崎市商店街等地域景観施設整備費補助金実績報告書（様式第2号）に、次に掲げる書類等を添え、当該景観施設の整備の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた景観施設の整備に要した経費（土地の取得費を除く）の支払領収書の写し（補助事業者の代表者において原本証明をしたもの）
- (2) 補助金の交付の対象となった景観施設の整備後の写真
- (3) 補助金の交付の対象となった景観施設の整備に係る収支精算書
（補助金の交付）

第9条 補助金は規則第11条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に補助事業者からの請求により交付する。

（景観施設の保全）

第10条 補助金の交付を受けた景観施設の整備のうち、景観施設の設置又は修繕の場合は、その事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金の交付を受けた年度から5年度間は補助金の交付を受けた目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者は、当該景観施設が都市景観環境の維持の支障とならないように保全をし、及び老朽化したものについて修繕その他所要の措置を講じなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
（有効期間）
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(様式第 1 号)

岡崎市商店街等地域景観施設整備費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

所 在 地
団 体 名
代表者職氏名
担当者氏名
連 絡 先

商店街等地域景観施設整備費補助事業について、次のとおり補助金を交付してください。

1 市費補助事業等の目的

2 市費補助事業等の内容

(1) 実施期間(予定) 自 年 月 日
至 年 月 日

(2) 設置場所

(3) 施設の内容

(4) 契約年月日 年 月 日

(5) 工事等許可年月日 年 月 日

(6) 事業の必要性

3 交付を受けようとする市費補助金等の額及びその算出の基礎(千円未満切捨)

円 $\left(\text{円} \times 20/100 = \right)$ 円

4 市費補助事業等の経費の配分及び経費の使用方法

5 その他

□ 自己の団体及び団体の役員等は、次のいずれにも該当するものではありません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）である団体
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている団体
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

6 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 構成員名簿
- (4) 定款（会則等）
- (5) 総会（理事会等）議事録
- (6) 契約書及び見積書の写し
- (7) 図面及び仕様書
- (8) 配置図
- (9) 整備前の写真
- (10) 許可証、認可証等の写し（許認可等を要する事業に限る）

(様式第2号)

岡崎市商店街等地域景観施設整備費補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

所 在 地

団 体 名

代表者職氏名

担当者氏名

連 絡 先

年 月 日付け 岡崎市指令商第 号で市費補助金の交付決定
のあった事業は、次のとおり完了しました。

1 市費補助事業等の名称

2 市費補助金等の交付決定額及びその実績額

(交付決定額) 円 $\left(\quad \quad \quad \text{円} \times \frac{20}{100} = \quad \quad \quad \right)$ 円

(実 績 額) 円 $\left(\quad \quad \quad \text{円} \times \frac{20}{100} = \quad \quad \quad \right)$ 円

3 市費補助事業等の実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 市費補助事業等の成果

5 添付書類

(1) 収支精算書

(2) 支払関係書類写し

(3) 写真